### 学校いじめ防止基本方針

大阪府教育センター附属高等学校 令和6年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「共に学び、共に敬い、共に高まる」を教育目標としている。学校が、すべての生徒の「学ぶ意欲」を高め、自己の可能性を発見し、自信を獲得し、自立へと向かう場となるために、生徒の人権は守られるべきである。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ➤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

### (1) 名称

「いじめ対策委員会(教育支援委員会)」

## (2) 構成員

教頭、首席、人権教育推進委員長、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、 支援コーディネーター、通級主担、スクールソーシャルワーカー担当教員、 ※事案により、以下のメンバーで行う。

校長、教頭、首席、指導教諭、人権教育推進委員長、 各分掌長、各学年主任、養護教諭、担任、通級主担、 支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー担当教員、 人権教育推進委員(首席、各分掌から1名、各学年から1名)

### (3)役割

## ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・許さない環境づくりを行う役割 イ 早期発見・事案対処
  - いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
  - いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動 などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と 保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

## ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検 証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研 修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて の点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの 実行を含む。)

# 4 年間計画

大阪府教育センター附属高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方 針の内容を生徒、保護者 へ周知 高校生活支援カード等 によって把握された生 徒状況の集約 いじめ防止プログラム の実施 校外学習	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知高校生活支援カード等によって把握された生徒状況の集約いじめ防止プログラムの実施校外学習	学校いじめ防止基本方 針の内容を生徒、保護者 へ周知 高校生活支援カード等 によって把握された生 徒状況の集約 いじめ防止プログラム の実施 校外学習	第1回人権教育推進委員会(今年度の体制確認) 第1回教科担当者会議 (生徒状況の集約と周知) いじめ防止プログラム実施のための教職員研修
5月	授業参観・PTA 総会 (学校の教育方針及び 学校いじめ防止基本方 針の趣旨説明)	授業参観・PTA 総会 (学校の教育方針及び 学校いじめ防止基本方 針の趣旨説明)	授業参観・PTA 総会 (学校の教育方針及び 学校いじめ防止基本方 針の趣旨説明)	授業参観・PTA 総会(学校の教育方針及び学校いじめ防止基本方針の趣旨説明)
6月	体育大会 デート DV 予防授業 保護者懇談(保護者との 連携)	体育大会 デート DV 予防授業 保護者懇談(保護者との 連携)	体育大会 デート DV 予防授業 保護者懇談 (保護者との 連携)	体育大会 デート DV 予防授業 保護者懇談(保護者との連 携)
7月	いじめ等アンケート実施 保健講話	いじめ等アンケート実施 保健講話	いじめ等アンケート実施 保健講話	いじめ等アンケート の集約と進捗確認、組織的 対応 教職員人権・教育相談研修 第2回教科担当者会議(生 徒状況の集約と周知)
8月	進路人権 HR	進路人権 HR	進路人権 HR	第2回人権教育推進委員会(1学期の検証と2学期の計画再考)
9月	文化祭	文化祭	文化祭	文化祭
10月	いじめ等アンケート実 施	いじめ等アンケート実 施	いじめ等アンケート実 施	いじめ等アンケート の集約と進捗確認、組織的 対応
11月	生徒•保護者懇談	生徒•保護者懇談	生徒•保護者懇談	いじめアンケートの記述 内容の確認
12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実 施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実 施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実 施	生徒・保護者懇談 いじめ等アンケート の集約と進捗確認、組織的 対応第3回教科担当者会議
1月				第4回教科担当者会議
2月				第3回人権教育推進委員 会(年間の取組検証)
3月				

### 5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、人権教育 推進委員会を、各学期の終わりなどに年3回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、 いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見 直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

#### 1 基本的な考え方

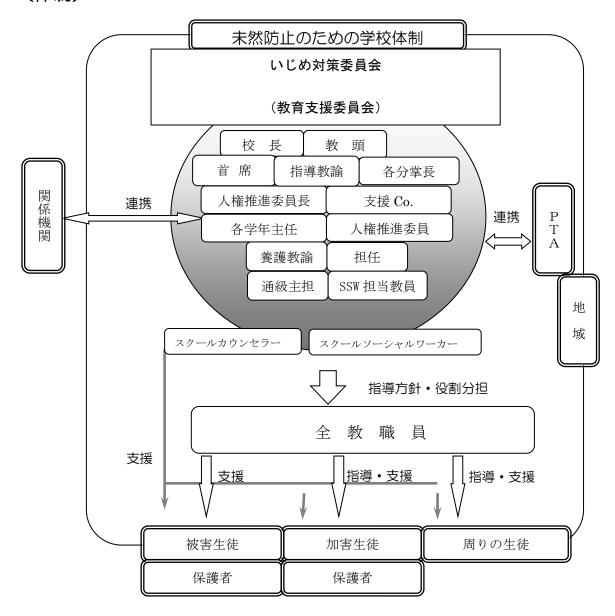
いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が 徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤 として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、「探究 ナビ」の授業の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 いじめの防止のための措置

すべての教職員が、上記のような集団づくりに向けて教育活動を行うことができ、生徒が 安全で安心な学校生活を送ることができるように、本校は以下のような体制を設置する。

# (体制)



- (1) 平素からいじめについての共通理解を図り、指導のあり方に注意を払うために、教職員間の連携を密にする。定期的な担任会、教育相談委員会、教育支援委員会、人権教育推進委員会の会議や、日々の教職員間の意見交流を踏まえた年4回の教科担当者会議において生徒状況の細かな情報交換を行う。また、教職員の不適切な認識や言動・指導のあり方を防ぎ、細やかな生徒理解や対応ができるように、定期的な人権・教育相談研修を行う。
- (2) 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、

尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科の授業や人権ホームルームの時間を有効に活用する。また、平素の学級運営や各行事における生徒会活動を通して、生徒の居場所づくり、絆づくりを重視し、生徒の自己有用感や自己肯定感を育むことを目標とする。

(3) いじめが生じる背景を踏まえ、生徒の自信や安心を育み、生徒が学校生活に積極的に参加する態度を醸成することが重要である。そのために、学校生活の中心となる各教科の授業は、生徒が活躍でき理解を深められるような工夫をする必要がある。そのような授業づくりが一人ひとりを大切にする集団づくりの基礎となると考え、「発見」「探究」「感動」「自信」をキーワードに教育活動を展開し、授業研究委員会を中心に授業研究を積み重ねる。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを行う。担任や教科担当者は教育活動の中での生徒観察、また、保健係や教育相談係の教員は保健室や教育相談室での相談活動を行う。生徒情報の交換の場として、担任会、教育相談委員会、教育支援委員会、人権教育推進委員会、教科担当者会議を定期的に設定し、情報を共有する。
- (2) 保護者との連絡を密に取り、また、定期的な懇談や、授業参観などを通して保護者と連携して生徒を見守る。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、躊躇なくいじめに関して相談できる体制の一助としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- (4) 保健室便り、相談室便り、学年便り、などの学校広報の利用により、相談体制を広く周知する。定期的に人権教育推進委員会を開催し、体制の機能を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その取扱いについて、慎重に行う。

### 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通して、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や人権教育推進委員会、生徒指導部等に報告し、いじめ防止等の対策のための組織(教育支援委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4)被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より 丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、教育支援委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を 行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの 配慮をする
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるた

め、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携する。体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

#### 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認 し、その箇所を印刷・保存するとともに、教育支援委員会において対応を協議し、 関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を 講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

### 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常

的に注意深く観察を行う。

## 5章 その他

- 1 いじめへの対応は、全教職員が一致協力する体制を確立することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能にするために、いじめの問題等に関する指導記録を保存し、新学年次や転学等に当たって適切に引き継ぎ、情報提供できる体制をとる。また、すべての教職員の共通理解を形骸化させないために、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、また年4回の各学年教科担当者会議を重要な会議として位置づける。
- 2 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止などに適切に取り組んで行くことができるようにするため、学校の管理職は一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分 掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- 3 学校評価や教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。学校評価においては、生徒や地域の状況を踏まえた目標の設定や具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえて改善に取り組む。教員評価においては、日頃の生徒理解、未然防止や早期発見の努力、いじめが発生した際の、問題を隠さない迅速かつ適切な対応や組織的な取組などが評価されるよう留意する。
- 4 学校基本方針などについて、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対してい じめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校通信や家庭訪問などを通して家庭 との緊密な連携、協力を図る。